

(地Ⅲ 1 5 5 F)

平成 1 8 年 1 1 月 1 6 日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

飯 沼 雅 朗

狂犬病の流行地域より帰国し、当該疾病への感染が疑われる患者の
診療等に関する周知の徹底について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、別添のとおり、フィリピンからの帰国者で狂犬病の輸入感染症例が確認されたことから、狂犬病の流行地域より帰国し、当該疾病への感染が疑われる患者の診療等に関する周知の徹底について、厚生労働省健康局結核感染症課長より、各都道府県衛生主管部（局）長等に対し通知がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

我が国においては昭和 3 3 年以降、動物における狂犬病の発生は認められておらず、また、狂犬病は、通常、ヒトーヒト感染することではなく、感染した患者から感染が拡大することはありませんが、世界各地ではいまだ狂犬病の流行が続いていることを踏まえ、狂犬病発生地域における滞在期間中に動物に咬まれるなど、狂犬病に感染したおそれのある者等について、「狂犬病の発生地域において感染動物又は感染が疑われる動物による咬傷を受け帰国した者が医療機関に受診した場合の対応要領」に基づく適切な対応が講じられるよう求めるものであります。

つきましては、本通知をお送りいたしますので、貴会におかれましても、本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関に対し、周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

(別紙)

狂犬病の発生地域において感染動物又は感染が疑われる動物による咬傷を受け帰国した者が医療機関に受診した場合の対応要領

1 狂犬病の発生がない地域について

平成 18 年 11 月 16 日現在、厚生労働省が狂犬病の発生していない地域として指定しているのは以下の地域である。

台湾、オーストラリア、グアム、ニュージーランド、フィジー、ハワイ諸島、アイスランド、アイルランド、英国、スウェーデン、ノルウェー

2 主な感染源動物

(1) アジア及びアフリカ イヌ、ネコ

(2) 西欧諸国及び北米 キツネ、アライグマ、スカンク、コウモリ、ネコ、
イヌ

(3) 中南米 イヌ、コウモリ、ネコ

3 上記 1 の地域以外の地域において動物に咬まれるなどにより受傷した者への発症予防措置について

(1) 現地医療機関において発症予防措置が講じられていない場合

受傷原因動物が狂犬病に感染していないことが確認されない場合は、可能な限り早期に発症予防措置として暴露後ワクチン接種プログラムを開始すること。

① ワクチンの種類；組織培養不活化狂犬病ワクチン

② ワクチン接種プログラム

初回接種日を 0 として 0、3、7、14、30、90 日の 6 回接種

(2) 現地医療機関において発症予防措置が講じられている場合

現地において受けた発症予防措置の内容を十分聴取の上、暴露後ワクチン接種プログラムが完了していない場合には、国内ワクチンを用い引き続き措置すること。

4 患者等への対応について

- (1) 病室内での患者の診察については、標準予防策（手袋、マスク等の装着）で十分であること。
- (2) 患者の入院については、その症状等も考慮し、個室への入院が望ましいこと。
- (3) 面会の制限は特に必要としないが、患者の唾液等の体液にはウイルスが排出されることから、直接の濃厚接触を避けること。
- (4) 患者が発症する 1 週間前以降に患者の体液等に濃厚接触し、狂犬病ワクチン未接種の者については、暴露後ワクチン接種プログラムについて、十分説明の上実施する必要があること。
- (5) ウイルスはアルコールなど通常の消毒により失活すること。
- (6) 致死性の経過をとることから、患者やその家族等への十分な精神的ケアが必要であること。

5 狂犬病流行地域への渡航者への事前対応について

渡航予定者より相談を受けた場合においては、渡航中むやみにイヌや野生動物に接触しないことを周知するとともに、特に発生の多い地域への渡航者については、希望に応じてあらかじめワクチン接種を行うこと。

(参考) 狂犬病の特徴

狂犬病は狂犬病ウイルスの感染によって引き起こされる致死的な動物由来感染症であり、以下のような特徴がある。

- ① 有効な治療法はないため、発症すれば100%死亡すること。
- ② 狂犬病患者の大半では潜伏期が1～3ヶ月と長いこと。
- ③ ほとんど全ての哺乳動物が罹患すること。
- ④ 地域によって感染源動物が異なること。
- ⑤ 発病する前に狂犬病ウイルス感染の有無を知る手段がないこと。

現在でも狂犬病ウイルスに有効な薬剤はなく、狂犬病発生国では罹患動物に咬まれた場合の対応として、直ちに狂犬病ワクチン接種等を始めて、潜伏期間中に免疫を獲得させる狂犬病暴露後発症予防が行われている。



健感発第 1116003 号

平成 18 年 11 月 16 日

社団法人 日本医師会
感染症危機管理対策室長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



狂犬病の流行地域より帰国し、当該疾病への感染が疑われる患者の
診療等に関する周知の徹底について

今般、別添のとおり、フィリピンからの帰国者で狂犬病の輸入感染症例が確認されました。

我が国においては昭和 33 年以降、動物における狂犬病の発生は認められていませんが、世界各地ではいまだ狂犬病の流行が続いていることを踏まえ、狂犬病発生地域における滞在期間中に動物に咬まれるなど、狂犬病に感染したおそれのある者等について、別紙の対応要領に基づく適切な対応が講じられるよう、貴会会員に対する周知徹底をお願いいたします。

健感発第 1116003 号
平成 18 年 11 月 16 日

各

都道府県
政令市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

狂犬病の流行地域より帰国し、当該疾病への感染が疑われる患者の
診療等に関する周知の徹底について

今般、別添のとおり、フィリピンからの帰国者で狂犬病の輸入感染症例が確認されました。

我が国においては昭和 33 年以降、動物における狂犬病の発生は認められていませんが、世界各地ではいまだ狂犬病の流行が続いていることを踏まえ、狂犬病発生地域における滞在期間中に動物に咬まれるなど、狂犬病に感染したおそれのある者等について、別紙の対応要領に基づく適切な対応が講じられるよう、医療機関等の関係者に対する周知徹底を要請します。

健感発第 1116004 号
食安検発第 1116002 号
平成 18 年 11 月 16 日

各検疫所長 殿

健康局結核感染症課長
(公印省略)
医薬食品局食品全部企画情報課
検疫所業務管理室長
(公印省略)

狂犬病への感染予防のための海外渡航者に対する注意喚起について

今般、別添のとおり、フィリピンからの帰国者で狂犬病の輸入感染症例が確認されました。

我が国においては昭和 33 年以降、動物における狂犬病の発生は認められていませんが、世界各地ではいまだ狂犬病の流行が続いていることを踏まえ、海外渡航者に対して狂犬病予防対策の一層の注意喚起の実施をお願いいたします。

また、狂犬病発生地域における滞在期間中に動物に咬まれるなど、狂犬病に感染したおそれのある者を検疫時等に検疫所において確認した場合には、当該者に対し、医療機関における暴露後ワクチン接種などの適切な指示がなされるよう、所内職員及び関係機関に対する周知徹底を要請します。

(別紙)

狂犬病の発生地域において感染動物又は感染が疑われる動物による咬傷を受け
帰国した者が医療機関に受診した場合の対応要領

1 狂犬病の発生がない地域について

平成 18 年 11 月 16 日現在、厚生労働省が狂犬病の発生していない地域として
指定しているのは以下の地域である。

台湾、オーストラリア、グアム、ニュージーランド、フィジー、ハワイ諸
島、アイスランド、アイルランド、英国、スウェーデン、ノルウェー

2 主な感染源動物

(1) アジア及びアフリカ イヌ、ネコ

(2) 西欧諸国及び北米 キツネ、アライグマ、スカンク、コウモリ、ネコ、
イヌ

(3) 中南米 イヌ、コウモリ、ネコ

3 上記 1 の地域以外の地域において動物に咬まれるなどにより受傷した者へ
の発症予防措置について

(1) 現地医療機関において発症予防措置が講じられていない場合

受傷原因動物が狂犬病に感染していないことが確認されない場合は、可
能な限り早期に発症予防措置として暴露後ワクチン接種プログラムを開始
すること。

① ワクチンの種類；組織培養不活化狂犬病ワクチン

② ワクチン接種プログラム

初回接種日を 0 として 0、3、7、14、30、90 日の 6 回接種

(2) 現地医療機関において発症予防措置が講じられている場合

現地において受けた発症予防措置の内容を十分聴取の上、暴露後ワクチ
ン接種プログラムが完了していない場合には、国内ワクチンを用い引き続
き措置すること。

4 患者等への対応について

- (1) 病室内での患者の診察については、標準予防策（手袋、マスク等の装着）で十分であること。
- (2) 患者の入院については、その症状等も考慮し、個室への入院が望ましいこと。
- (3) 面会の制限は特に必要としないが、患者の唾液等の体液にはウイルスが排出されることから、直接の濃厚接触を避けること。
- (4) 患者が発症する 1 週間前以降に患者の体液等に濃厚接触し、狂犬病ワクチン未接種の者については、暴露後ワクチン接種プログラムについて、十分説明の上実施する必要があること。
- (5) ウイルスはアルコールなど通常の消毒により失活すること。
- (6) 致死性の経過をとることから、患者やその家族等への十分な精神的ケアが必要であること。

5 狂犬病流行地域への渡航者への事前対応について

渡航予定者より相談を受けた場合においては、渡航中むやみにイヌや野生動物に接触しないことを周知するとともに、特に発生の多い地域への渡航者については、希望に応じてあらかじめワクチン接種を行うこと。

(参考) 狂犬病の特徴

狂犬病は狂犬病ウイルスの感染によって引き起こされる致死的な動物由来感染症であり、以下のような特徴がある。

- ① 有効な治療法はないため、発症すれば100%死亡すること。
- ② 狂犬病患者の大半では潜伏期が1～3ヶ月と長いこと。
- ③ ほとんど全ての哺乳動物が罹患すること。
- ④ 地域によって感染源動物が異なること。
- ⑤ 発病する前に狂犬病ウイルス感染の有無を知る手段がないこと。

現在でも狂犬病ウイルスに有効な薬剤はなく、狂犬病発生国では罹患動物に咬まれた場合の対応として、直ちに狂犬病ワクチン接種等を始めて、潜伏期間中に免疫を獲得させる狂犬病暴露後発症予防が行われている。

照会先；厚生労働省健康局結核感染症課
課長；三宅
担当者；三木（内線 2376）
杉江（内線 2373）
電話；03-5253-1111

平成18年11月16日

フィリピンからの帰国後に狂犬病を発症した患者（輸入感染症例）について

今般、フィリピンより帰国した男性が、現地で狂犬病ウイルスに感染し、国内で発症したことが確認されましたので、その経過等についてお知らせします。

1. 患者に関する情報

① 年齢・性別 60歳代 男性

② 経過

11月9日 風邪様症状を呈しA病院を受診。

11月12日 水が飲みにくく風が不快との症状によりB病院を受診。脱水症状が認められたことから、点滴を受け帰宅。

11月13日 幻覚症状を呈し、再度B病院を受診。恐水及び恐風症状が確認され入院。

11月14日 人工心肺で処置中。現在に至る。

③ 感染原因

当該患者は、フィリピンに渡航中（8月末）、犬に手を咬まれており、これにより狂犬病に罹患したと判断される。なお、現地における暴露後のワクチン接種は受けていないもよう。

2. 検査に関する情報

国立感染症研究所において、PCR法による病原体の遺伝子の検出を試みたところ、狂犬病ウイルス遺伝子を確認。

以上の検査結果及び臨床症状等を踏まえ、担当医師により狂犬病と診断され、本日、管轄保健所に感染症法に基づく届出がなされたものである。

3. 厚生労働省の対応

本日、検疫所、自治体及び日本医師会に対し、狂犬病の流行地域に渡航する者に対して感染防止のための注意喚起を行うとともに、流行地域で動物に咬まれた者への暴露後ワクチン接種等の対応について、周知徹底を通知。（別紙参照）

（注）狂犬病は、通常、ヒトーヒト感染することではなく、感染した患者から感染が拡大することはない。

狂犬病について(参考)

- 1 病原体：狂犬病ウイルス rabies virus
- 2 感染動物：全ての哺乳類(アジアでは犬が主な感染源)
- 3 感染経路：通常は罹患動物による咬傷の部位から、唾液に含まれるウイルスが侵入。通常、ヒトからヒトに感染することはなく、感染した患者から感染が拡大することはない。
- 4 発生状況：日本、英国、スカンジナビア半島の国々など一部の地域を除いて、全世界に分布

(1) 世界の発生状況 (WHO、2004 年)

年間の死亡者数推計 55,000 人

(うち、アジア地域 31,000 人、アフリカ地域 24,000 人)

年間の暴露後ワクチン接種者数推計 1 千万人

(2) フィリピンにおける発生状況 (WHO、2000 年から 2004 年)

	2000 年	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年
死亡者数	359 人	293 人	269 人	258 人	248 人
犬の発生数	不明	2,550 頭	2,365 頭	1,901 頭	1,546 頭

(3) 我が国における発生状況

	1953 年	1954 年	1955 年	1956 年	1957 年以降
死亡者数	3 人	1 人	0 人	0 人	発生なし(※)
犬の発生数	176 頭	98 頭	23 頭	6 頭	発生なし

※1970 年に狂犬病発生地(ネパール)を旅行中犬に咬まれ帰国後発病、死亡した輸入症例が 1 例あり。

- 5 潜伏期：1～3ヶ月程度
- 6 診断と治療
 - (1) 臨床症状
 - 前駆期；発熱、食欲不振、咬傷部位の痛みや搔痒感
 - 急性神経症状期；不安感、恐水及び恐風症状、興奮性、麻痺、幻覚、精神錯乱などの神経症状
 - 昏睡期；昏睡(呼吸障害によりほぼ 100%が死亡)
 - (2) 病原体診断
 - ① PCR法による病原体の遺伝子の検出(唾液等)
 - ② 蛍光抗体法(FA)によるウイルス抗原の検出(皮膚、角膜等)
 - ③ 間接蛍光抗体法(IFA)又は ELISA 法による抗ウイルス抗体の検出(脳脊髄液)
 - ④ 分離・同定による病原体の検出(唾液)
 - (3) 治療：発病後の有効な治療法はない。
- 7 発症予防：罹患動物に咬まれた場合の治療として、ワクチン接種などにより行う。

狂犬病予防に関する周知状況

結核感染症課

1 通知による周知

(1) 渡航者向け周知

- ・ 渡航中に動物と不用意に触れあわないこと
- ・ 万が一渡航中に流行地域で犬等に咬まれた場合には現地医療機関を受診すること
- ・ 現地医療機関への受診の有無にかかわらず帰国時に検疫所（健康相談室）に相談すること

(2) 医療機関向け周知

- ・ 狂犬病の流行地域滞在期間中に犬等に咬まれるなど、狂犬病に感染したおそれがある者への適切な対応

2 その他

(1) ホームページ

以下のホームページにおいて狂犬病に関する周知を実施。

- ① 渡航者向け感染症情報ホームページ (<http://www.forth.go.jp/>)
- ② 「動物由来感染症を知っていますか？」
(http://www.forth.go.jp/mhlw/animal/page_e/e03.html)
- ③ 国立感染症研究所ホームページ
(http://idsc.nih.go.jp/idwr/kansen/k03/k03_18/k03_18.html)

(2) 配布物

国際空港においてリーフレットなどを配布。